

中国における国際法の研究と教育について

娜 仁 花（呼和浩特民族学院講師）

1 はじめに

国際社会において、中国の存在感がますます増している。2001年にWTO加盟を果たしてから、積極的に外国資本を受け入れ、安価な労働力や資源の優勢を武器に世界の工場となり、驚異的な経済成長をし続けた。さらに、2008年の世界金融危機の際は、いち早く経済的に立ち直り高度成長を持続することができ、国際社会における存在感を一気に拡大させた。一般中国人の多くは、中国が世界の超大国になることに自信を持っているようだが、政府と専門家はもっと慎重な姿勢をとっている¹。

習近平国家主席は平和共存五原則発表60周年記念大会においての演説の中で、「中国は『国強必霸論』（強い国は必ず霸權的）を認めない、平和的に発展していく道を堅持する。これは中国・アジア・世界に有利である。中国は平和共存五原則を基礎とし、世界各国と友好的に協力する。いかなる国家の国際事務独占にも反対する」と述べた²。現在中国は、重要な発展戦略として『一带一路』経済圏構造を打ち出して実行へと急いでいる。『一带一路』による経済圏は、アジア・ヨーロッパ・アフリカの65カ国と関連し、経済総額が21万億米ドルになるという³。いずれも、国際法の枠組みの中で努力することになるでしょう。

こんな中、中国における国際法学の発展が國家の実力と国際的地位に釣り合っていない⁴、国際法研究水準が国力と国際影響力に相応しくないと、国内の法学者は指摘している。中国国内では、無政府状態の国際社会で、国際法は通常強国の意志で体現するとの認識が根強い⁵。では、中国における国際法の研究がどのように行われてきたか、この成果が教育を通じて一般社会にどう伝わっているか、政府と学者のつながりはどうなっているか、本稿ではこうした問題を洞察した上で、中国における国際法の研究と教育の改善方向を考えてみることにする。

2 中国国際法研究史

中国が初めて近代的な意味の国際法と遭遇してからこれまでの歴史を大きく二つに分けることができる。

(1) 低迷期（1689年から1978年まで）

1689年に、康熙帝時代の清朝とピヨートル1世時代のロシア・ツァーリ国との間で、国境線などについて定めたネルチンスク条約（中国語で尼布楚条約という）が結ばれた。これは、近代において、中国と外国の間で結ばれた初めての条約である。この条約を結ぶ過程で、清朝政府は外交関係における伝統的なやり方を変えて、国際法の原則を一定程度援用した。しかし、これによって当時の中国が国際法と西洋式の外交ルールを受け入れたわけではなかった。ここから、19世紀半ばまでに中国の公式、あるいは非公式の文献の中に、国際法に関する記載したものはなかった

のである。⁷

1864年にアメリカ人宣教師マーティンが、アメリカの法律家・外交官であるホイートンが著した国際法の本を漢訳し、清朝の総理衙門の支援で『万国公法』を出版した。この書物によって、当時の清朝は本格的に国際法を理解し始めることになる。当時の東アジアは、清朝を中心とする国際秩序（華夷秩序）のもとにあったので、対等な主権国家を前提とする近代国際法との出会いは、彼らにとって世界観を動搖させる衝撃であったという。しかし、当時の清朝政府もまたこれを西洋諸国を論破する有効な手段とみなしただけであって、『万国公法』を積極的に受容しその国際法関係に全面的に参加する必要を感じていたわけではなかった。⁸

この後、西洋と日本の国際法に関する書物を中国人自らが翻訳するようになり、中華民国時代になると、西洋国際法体系を中国人が初步的に把握できるようになっていた。五・四運動後、列強国の侵略に伴って中国政府と強国が結んだ不平等条約のが増えていき、中国政府と国内の国際法学界は、これら不平等条約との長期間にわたる戦いを強いられるようになった。この時期の一番突出した代表作が周鯉生（しゅうこうせい）が著した『国際法大綱』である。1905に生まれた周鯉生は、日本に留学し早稲田大学で政治経済学を学んだ。帰国後、『民国日報』の編集者になるものの、内戦に巻き込まれて外国へ逃れ、イギリスのエデンバラ大学で修士号を取得し、その後フランスのパリ大学で法学博士号を取得した。1921年に帰国して、翌年北京大学の政治系教授に就任した。この間、国際法や外交史の研究に専念し『不平等条約十講』という本を出版した。1929年9月に武漢大学の教授になり、この期間も研究を続けられ『国際法大綱』、『近代歐州外交史』などの著書を出版し、『東方雑誌』などの雑誌で数多くの論文を発表した。

1949年に中華人民共和国建国後、周鯉生は武漢大学の校長に止まって、国際法や外交に関する教育と研究を受けた。建国直後の中国は、ソ連を始めとする社会主义陣営の一員であったため、中国における国際法の理論と実践も全面的にソ連から学んだ。中国政府は国際法の重要な理論と実践問題においてソ連に学び、中国の国際法学界が全面的にソ連の国際法研究成果を移植した。後に、中国とソ連の関係に亀裂が入り破裂した後も、中国のマルクス主義的な国際関係学説に指導され、ソ連国際法理論で基礎をなした国際法の内容体系に変化は起きなかった。⁹

この時期、国際法に関する書物の多くがソ連の国際法教材や著書を訳したものだったが、数は少ないものの西洋学者の著作も翻訳していた。ドイツ・イギリスの著名な国際法学者ラサ・オッペンハイムの権威作である『オッペンハイム国際法』（第7版上・下巻）を、中国人民外交学会編訳委員会が翻訳し、1954-1955年に内部で出版発行した。1957年から1962年にかけて王鉄崖が編集した『中外旧約汇編』三巻は、中国の国際法研究において重要な学術資料であり続けた。この期間、中国人学者の国際法に関する著書はなく、国際法の問題を論じた論文の数も少なかった。

1958年以降中国の国内で政治的混乱がおきて、ここからの20年間は国際法どころか、国内の法制度を含めたすべての面々が大きく衰退した。この間、1971年10月25日に採択された第26回国連総会2758号決議によって、国連における中国の権利が回復され、1972年に米中國交正常化などの出来事があったにもかかわらず、中国における国際法の研究は低迷し続けたのであった。

(2) 回復発展期（1978年から今日まで）

1978年の改革開放政策によって、中国は眞の近代国家へと進むこととなった。改革開放政策によって中国の国際政治・経済と文化交流が盛んになり、外国と締結する条約の数も飛躍的に増加していった。したがって、国内において国際法に関する研究と教育が必要とされ、中国における国際法の研究は新たな段階に入った。

1980年に、初めての専門的且つ全国的な国際法学術団体である中国国際法学会が設立された。同年、中国社会科学院法学研究所で国際法研究室を設立、外交学院では0年代に設立した国際法研究所を回復させ、武漢大学と北京大学でも国際法研究所を設立した。1982年に、中国国際法学界が主催した『中国国際法年刊』が正式に出版発行され、翌年『中国国際法年刊論文選』の英語版を出版した。

『中国国際法年刊』の資料統計からすると、1979年から1988年までに出版された国際法の書物は240部を超える、また別の統計によると1979年から1987年までの9年間、中国国内の雑誌と新聞に発表された国際公法の論文が約350本あったという。また、この時期に翻訳された書物の数も多かった。1983年に日本の山本草二と寺沢一が編著した『国際法の基礎』（青林書院新社、1979年）も翻訳され、1983年に中国人民大学出版社から出版された。¹⁰

21世紀になると、高度な経済成長によって中国の国内情勢と国際社会での地位に劇的な変化が起きたのは周知の通りである。2001年12月11日に世界貿易機関へ加盟したこと、国連安全保障理事会の常任理事国であること、他の国際機関においても高い地位にいることなど、国際社会における中国の地位はかなり向上してきている。もちろん、中国自身の認識にも大きな変化が起きた。以前の中国は、かつて侵略を受けた発展途上国であり、第三世界の代表的存在であるという立場を強調していたが、次第に外交面で国際社会にコミットメントを深め、国際基準に則るイメージを強調し、周辺との協調外交を進め、そして中国自身が「責任ある大国」としての自己認識を持つようになってきた。¹¹

このような背景のもとで、中国における国際法の研究は飛躍的に展開されるようになった。中国社会科学院法学研究所の国際法研究室は、2009年に中国社会科学院国際法研究所と昇格し、2003年から毎年『国際法フォーラム』を開催している。中国国際法学会も毎年全国規模の学術研究会や特定テーマについての検討会を開いている。2008年までに新たに十余の国際法関連誌が創刊され、各種の科学的研究項目の中に国際法に関するものが増え、国際法に関する著書や論文・訳書の数は爆発的に増えてきている。

3 中国国際法研究の現状と問題

改革開放政策後の30年間、中国における国際法研究は、研究領域の拡大と研究する深さなどにおいて大きく発展することができたが、大きな問題が存在すると多くの学者が指摘している。趙建文氏は『中国の国際法学界は国際法の重大な理論問題を前面的且つ系統的に研究していない、多くの国際法実践、特に中国の実践を系統的に総括していない、国内における学術活動が厳肅な学術批判に欠けている、一部の国際法に関する著作や論文は事実上學術のゴミである』と指摘している¹²。何志鵬氏は『中国の国際法研究は、イギリス・アメリカ・ドイツ・日本などの先進国

研究論文

と比べ物にならず、インド・ブラジル・韓国といった発展途上国よりも遅れている』と述べている¹³。また、羅国強氏も『中国の国際法理論は、外国の国際法理論を学習し移植することで発展してきた。長期に渡り中国は、西洋の国際法理論を学習する際に批判なしでコピーする状態にあり、独自の新発展は稀である』という¹⁴。

確かに、近代的国際法はヨーロッパ諸国間で生まれ、後にアメリカ大陸・アジア・アフリカへと渡ったのであり、上にも述べたように歴史上中国は、平常ではない状況の中で受動的に国際法を受け入れたのである。それに、中国は長い封建制度の歴史を持ち、近代国家になってからも約百年に渡って列強国から侵略を受け、さらに、建国後も一定期間政治的混乱を経た苦い歴史を有する。このため、中国における国際法の研究は大きく出遅れたのであり、特に20世紀60年代から70年代にかけて、多くの発展途上国が国際社会に加わる中、中国はまだ国内混乱が収束しておらず、国際法制度と接し理解する絶好の機会を失ったのである。

これまでの中国国際法研究は、単に欧米諸国の研究を追ったものが多く、自主的な思考を加えたものが少ない。ほとんどの学術成果は、他人の研究成果を紹介するばかりで、研究を重ね理論を深めていない。また、学術研究はただ流行に乗るだけで、国際的な最新動態を追って新しい問題の対策を考え出しておらず、理論的貢献をしていない。国際法の研究に論証不足の問題も存在する。2004年から2008年の間、中国の主な学術誌に掲載された論文を観察すると、論文の引用数が外国と比較して半数以下と少なく、ある論文では引用が二つといった極端に少ないものもあった。一部学者の文章からは、何の根拠もなく勝手に議論を開いていた軽率な感じすら伺える。この原因は、質より数を重視する管理標準、優秀な教材を選出出版する制度の欠如、科学的研究項目を有効に運行し結果を監督する制度の不完全などといった中国の学術評価制度の歪みにある。

15

中国国内において、これまで国際法の研究と教育はずっと隅っこにおかれる状態にあった。国際法というと一般的に身近な学問とされない社会認識が濃い上、理論と実践が著しく離れている状況にある。たとえば、学術界と政府関係部門の交流と連携が健全ではない。中国を代表して国際実践を担当する政府部門は独占的且つ官僚主義のもとで実践を仕切っている上、学者に対して不信感を抱いている。これによって、中国の国際法学者は中国の問題と中国の立場が理解しにくい状態に陥って、関心が先進国のはうへと向くしかない。最後に、学術界が政府の関心を知らない、政府も学者が何を研究し何を考えているか知らないといった結果が生まれてしまい、学術研究が国に重視されなくなり、したがって研究する条件や成果の質が落ちるのである。

国際法の一分野で急速に発展してきた国際人権法や国際環境法分野での研究も、成果をあげてはいるものの、課題も大きい。中国の学者はこれまでに、国際環境法分野の基礎知識から海洋環境保護といった個別の問題まで比較的集中した研究を行っており、教材や専門著書を出版し、専門的学術論文も数多く発表している。しかし、この中の多くの学者が国内法の専門家である、研究している問題が全面的ではない、科学的研究方法が不足している、国際的な影響が小さいといった問題点を抱えている¹⁶。60年前の中国では国際人権法といった概念は存在しなかったに等しい。それが今では人権法の学術領域が一定程度成り立っており、かなりの成果を挙げるようになってきた。しかし、一方では研究領域が狭くて質が低い、国際人権法と国内人権法の問題を連結させ

ていない、研究する深さが世界のそれより浅い、国内の人権問題を研究する際国際人権法を参照していないといった問題を抱えているという¹⁷。

4 中国国際法教育の現状と問題

中国における近代的な意味での法学教育は、19世紀末から始まったのである。1895年に創設された『天津中西学堂』¹⁸で法系を設置したのが、中国最初の近代的法学教育機構である。20世紀初期、中国で一番早く設立された三つの大学（北洋大学、京師大学、山西大学）で、法科あるいは法律学科目が設立された。しかし、これ以降、中国は長く困難な道を歩むことになり、法治と法学教育は深刻な影響を受け、停滞の運命にさらされ続けた。ようやく、文化大革命の収束に続いた改革開放政策による経済的な台頭が中国の教育事業に好景気を与え、1980年以降、法学を含めた高等教育も飛躍的に発展することになる。

今現在中国では、600あまりの普通高等院校（本科、専科含む）が法学部（本科）や法律系（専科）を設置している。また筆者の調べによると、北京大学・西北政法大学・政法大学・華東政法大学といった四つの大学が国際法学院（国際法学部）を設置しており、いずれも中国では折りに入る有名な大学である。中国考研網¹⁹によると、現在国際法専門の修士課程を設けている大学が北京大学、中国人民大学、清華大学など有名な大学を含めた53箇所あり、また、これらの大学の多くが博士課程もおいていると思われる。このほか、武漢大学国際法研究所（1980年設立）、中国社会科学院国際法研究所（2002年設立）、北京大学国際法研究所（2007年設立）、浙江工商大学国際法研究所（2010年設立）といった国際法研究機関もある。

1997年に、国家教育主管部門と教育部高校法学学科教学指導委員会が、学部における法学専門の核心たる科目を14科目と確定し、国際法もこの中に含めた。すなわち、国際法が法学部生の必修科目の一つになったのである。同時に国際法は国家司法試験の試験科目にもなっている。

上記の国際法学部を設置している大学では、国際法教育における教員、教学設備や条件などが特に優れていて、もちろん受かってくる学生も全国の先鋭たちであることは言うまでもない。中国政法大学の国際法学院を例に紹介すると²⁰、当学院は国内一流の国際法総合研究実力と相当強い国際競争力を有しており、国際化レベルも高いという特徴を持つ。1998年に司法部の重点学科、2002年に北京市の重点学科に認定された。海洋法、WTO法制度、海商法、国際私法基本理論、国際民事訴訟と仲裁などにおける研究分野では、国内最先端を走る。当該国際法学院の教師や設置科目を紹介すると表1の通りである。

表1 政法大学国際法学院の教師・課目など

教師	教師43名（内教授21名、助教授20名、講師2名。 ほぼ全員国際法、国際私法あるいは国際経済法の研究者）
必修科目	国際法、国際私法、国際経済法
選択科目	国際金融法、海商法、国際人権法、国際法各論、国際不法行為法、国際契約法、日本商法原理、国際税法、国際投資法、WTO法制度、EU法など
海外の大学との学術交流	オランダのERAS MUS大学法学部、カナダのモントリオール大学、シンガポール国立大学法学部、オーストラリアのCharles Darwin大学、香港城市大学など

研究論文

もう一つ、中国の少数民族自治地域の一つで、且つ辺境地域に当たる内モンゴル自治区の大学で国際法の教育がどのように行われているかみてみる。内モンゴル大学では1981年に法学院が設置され、2006年に当学院の法学専門が自治区教育厅から自治区レベルのブランド専門と評され、2009年に当学院の「民族自治地域の法制度建設と社会発展研究基地」が内モンゴル自治区普通高等学校人文科学重点研究基地に指定されるなど、法学の教育と研究においては当該自治区でのトップ機関である。教師の中に国際法専門の博士学位取得者が2名おり、国際法の科目を担当している。このほか、研究専門はほかの科目である教師が国際法・国際経済法・国際私法の科目を担当する場合もある。学部生の国際法の授業だが、4年を通して国際法一科目（4単位、3200分間）、国際私法が一科目（3単位、2400分間）、国際経済法が一科目（3単位、3200分間）設置されている²¹。また、国際法の修士課程もある。内モンゴル自治区ではモンゴル語による司法試験を実施しているが、国際法は試験科目になっていない。

中国の各大学で使われている国際法の教科書はほぼ同じようなものである。ほとんどの教科書が国際法の全内容を一つの科目として扱っており、一つの教科書の中に概念・特徴などの基礎知識から、戦争と武力闘争法まで詰め込んでいて（表2 参照）、一つの教科書が500ページ（69万字）以上ある場合もある。学生の中には「国際法学んでどうする、先生は教科書の通り言うだけ、また教科書も重くて負担になる」と冗談いう人もいるようだ²²。国際法の教科書はほとんどが『国際法』と題したもので、国際人権法、国際条約法、国際組織法、国際環境法といった書物が最近まではほとんど見当たらなかった。

表2 国際法教科書の章立て比較

書名・著者	国際法・邵津主編	国際法・余民才主編	国際法・李毅編著
第一章	序論	序論	国際法序論
第二章	国際法上の国家	国際法基本原則	国際法主体
第三章	国際法上の住民	国際法上の国家	国際法律責任
第四章	国家領土	国際法上の個人	国際法上の領土
第五章	国際海洋法	国際人権法	海洋法
第六章	国際航空法	国家領土	国際航空法
第七章	宇宙法	海洋法	宇宙法
第八章	国際環境法	宇宙法	国際環境保護法
第九章	国際組織	外交関係法	国際法上の住民
第十章	外交関係法	条約法	国際人権法
第十一章	国際経済法律制度	国際組織法	外交関係法
第十二章	人権の国際的保護	国家責任法	条約法
第十三章	条約法	国際紛争の平和的解決法	国際組織法
第十四章	国家責任	武装衝突法	国際紛争の平和的解決
第十五章	国際紛争の平和的解決		戦争と武力衝突法
第十六章	集団安全保障制度		
第十七章	軍備抑制と軍縮		
第十八章	武装衝突法		
字数	695万字	405万字	367万字

中国における国際法の教學と学科の發展も、国際政治環境での孤立、国内での法制認識の低さ、専門教師と資料の不足、国際交流の欠如などの要因によって、長い間抑制されてきた²³。今では國の發展によって、一部の国内トップ大学では高品質の国際法教育と研究が行われているものの、全体としては問題も多く存在する。上記の国際法学院を設置している大学などでは、国際法・国際私法・国際経済法の教育が高い品質で行われている。教師、課目、教学条件、国際交流などが優れている上、国際機関などで実践教育も充実していて、ここから輩出する人材の多くが政府機関や国際機関などで働くようになる。中でも国際公法より直接就職に役立つ国際私法と国際経済法が人気である。そのため、ここでの教育が研究へつながり、またそこから国内社会へ還元されることはごく一部のようだ。

一般大学の法学部では、国際法の授業を軽視する傾向がある。国際法の授業は、学校側の教學管理や課目設計から、学生の学習態度まで重視されない状況にある。国内法学教育の現場では、過度に国内法を重宝する伝統があり、大学での人材育成目標をほぼ『国内法律家』（裁判官、検察官、弁護士など）を育成することにしている²⁴。ある大学での調査によると、2010年から2014年に法学部を卒業した563人の学生の中で、国際法専門の修士課程へ進学した学生がわずか10人で、しかもほとんどが国際経済法専門の修士課程へ進学している²⁵。これが内モンゴル自治区のような辺境地域の大学となると、国際法専門への進学はほとんぜロに近いのである。

国際法の授業に与えられる時間が少ない上、科目数も少ない。一般の大学では大学の四年間で国際法の授業が一科目、学習時間が50時間以内である²⁶。この時間内に国際公法の全内容（表2参照）を説明するようになっている。これでは授業において、ほとんど概念や制度を紹介して触れるのみで時間切れになるでしょう。しかも授業では、教科書通りに理論ばかり紹介するという伝統的教学スタイルが今でも濃厚で、学生の興味を引くことができず、教学の質が落ちる結果になっている。これは国際法の教育みならず、中国の法学教育全体において存在する問題でもある。また、学生と一般教育関係者の間で、国際法の知識は実際の生活から離れたものであり、就職につながらないという認識が強く、国際法を重視しない結果を生んでいる。著しい経済成長の中、公民の関心が金銭方面へ向いてしまい、国際認識が低いこと、また国内各メディアの国際情報を伝える方法なども関係していると思われる。

また、上にも述べたように、国際法の教科書にも欠点がある。国際法と命名した教科書に大量の知識を詰め込んでいて、国際法の具体的な領域に関する専門著書が不足している。知識の中身はほとんど理論を述べるに止まり、実際問題と国際関係や事例・判例とあわせた説明が少ない。さらに、国際法教科書が国際社会の国際関係と国際法理論、および実践から著しく遅れていて、最近出版された教科書と十年前に出版された教科書の内容がほぼ同じ内容になっている²⁷。

一方では、こうした教育上の問題を是正するための動きも見られる。2001年に、教育部が『高等学校の学部教育を強化し、教学質を高めることに関する意見』を発表し、国内の各大学の公共課目と専門科目の授業を、積極的に英語などの外国語で行うよう呼びかけた。目標として、三年以内に外国語で教える科目数を全開設課目数の5%から10%にするとした。国際法課目の内容が外国とかかわるといった特徴から、国際法の授業を外国語で教える試みがすぐに始まった。これによって、北京・上海・南京・武漢といった発達地域の大学で国際法の授業を英語で教えるよう

になり、一定の成果を挙げたものの、全体的にはやはり模索する初期段階にあるようだ。²⁸

5 おわりに

冒頭で述べたように、中国の驚異的なパワーの増大は、地域における政治・安全保障に大きな影響を及ぼすとともに世界秩序においても重要な存在になりつつある。中国自身の発展目標はなおさら国際社会とのかかわりを要している。つまり、これからの中は国際法をもって行動規範とすることがますます必要になっていくのである。しかし、本文で見たように、中国における国際法の教育と研究は多くの問題を抱えていて、国際法を武器として国際社会で活躍する上で、力強い後ろ盾になることが難しい状態にある。国際法の制定・実行と発展は、国家と国際組織によって行われるが、最終的には関係国の国際法学者たちの理論と学術観点が後を押していることはいうまでもない。国際ルールを用いて国際社会で活躍するために、中国自身が国内社会に存在する以下の問題を改善する必要がある。

まず、国際法の研究と実践における政府主導的な方法を変え、学者と政府の連携をもっと強くしなければならない。実務界の専門家と学者の間の壁をなくし、互いに行き来できる状態、あるいは制度を成立させるべきだ。現在、これは国際法のみならず、国内社会全領域の発展において必ず守るべき掟といつてもよいだろう。学者の学術成果を政府部门で活躍させることは、学術研究を奨励する最大の原動力である。また、政府を通して国際社会へと舞台が広がることで、研究成果に対する要求も高くなり、結果、質の高い研究がなされることになる。

次に、大学における国際法教育の質をすぐに改善しなければならない。教育部と学校側から国際法授業の合理化を図る必要がある。高い専門教育を受けた教師を多く採用し、科目数を増やして内容を細分し、実践教育を充実させる必要がある。また、国内における地域格差に注意を払い、全体的によくする措置をとることが重要だ。現状では、高い品質の教育を受けた人材が政府部门や国際機関などへと流れてしまい、教育の現場が困窮する状態にあるので、この空洞を埋めるための措置が急務だ。もう一つ、学術評価制度の歪みを是正しなければならない。

さらに、一般社会における国際法の認識を改善する必要がある。中国は今法治国家を目指すことを国家目標にし、このために国民の法意識を強めようと努力している。この中で、国際法も含むべきである。主な方法はやはり、国内メディアが国際社会に関して報道する際に、事実とルールを冷静に報道しなければならない。こうしないと、国民は国際問題に関してもっぱら感情的になってしまい、国際法に関心が向かなくなるだろう。このほかにも、教育の現場や国民の学習習慣を改善するなど、問題は山積みであるが、メディアから着手することが最重要であると考える。

以上述べた解決策は、互いに孤立するものではなく、互いに促進しあうものである。中国が真に国際社会の強者になるには、巨大な経済力だけではなく、健全な国内社会の基盤も必要である。このために、教育という基本から見直し、国家の発展を牽引する学術研究をもっと活発化させるほかないのである。

- 1 山口信治「中国の国際秩序認識の基礎と変化」防衛研究所紀要 2016年2月号 51-53頁
- 2 習近平「弘揚和平共處五項原則建設合作共贏美好世界」『人民日報』2014年6月29日
- 3 楊陶「一帶一路建設面臨的挑戰及國際法思考」喀什大学学報 2016年7月号 42頁
- 4 馬忠法「挑戦与応対：世界新格局下的中国国际法学研究」安徽師範大学学報 2016年9月号 615頁
- 5 何志鵬「中国国際法研究反思」政法論壇 2010年7月号 22頁
- 6 馬忠法 前掲注4 615頁
- 7 曾涛「近代中国与国際法的遭逢」中国政法大学学報、2008年第5期107頁
- 8 箱田恵子「東アジアにおける国際法の受容—清朝の万国公法受容の特徴と現代中国」世界史のしおり 2014年度1学期号
- 9 何勤華「20世紀50年代後中国対ソ連国際法的移植」近隣法律評論、2001年秋季卷1頁
- 10 趙建文「中国国際法学術研究30年概述」陳澤憲主編『当代中国国際法研究』中国社会科学出版社、2010年7月
- 11 川島真「中国における「国際的地位の向上」—中国外交に通底する課題—」117頁
- 12 趙建文 前掲注 10頁
- 13 何志鵬 前掲注5 16頁
- 14 羅国強「当代中国国際法基本理論研究的加強与創新」黒竜江社会科学 2009年第2期 153頁
- 15 何志鵬 前掲注5 19-20頁
- 16 孫世彥・範宇文「国際環境法」陳澤憲主編『当代中国国際法研究』中国社会科学出版社、2010年、95-96頁
- 17 孫世彥・毛杭林「国際人権法」陳澤憲主編『当代中国国際法研究』中国社会科学出版社、2010年、138頁
- 18 後に北洋大学と改名し、さらに発展して天津大学となった。
- 19 修士課程へ進むための情報提供サイト (Chinakaoyan.com)
- 20 政法大学国際法学院のホームページより、
- 21 筆者による学生への聞き取り調査の結果である。
- 22 方妃姫・戴萍萍「意大利国際法法律教育对我国的啓示」中国教育技術裝備 2012年6月下第8期143頁
- 23 史国普「論我国普通高校国際法課程の双語教育」淮陰師範学院学報 2012年12月号 415頁
- 24 潘子華「新疆高校国際法課程教学の思考」新疆職業大学学報 2009年2月号 56頁
- 25 王芸・邱雪梅「高等学校国際法教学模式現状与改革路径」天津中德職業技術学院学報 2015年4月号 7頁
- 26 同上、8頁。また内蒙古大学では3200分間、筆者が勤めている呼和浩特民族学院では36時間である。
- 27 方妃姫・戴萍萍 前掲注22 143頁
- 28 史国普 前掲注23 415頁

娜仁花（なりんほあ）、中国内モンゴル自治区生まれ、明治学院大学法学研究科博士後期課程修了、国際環境法専門。現在中国内モンゴル自治区呼和浩特民族学院法学系講師。